

東北情報通信懇談会会則

(名 称)

第1条 本会は、「東北情報通信懇談会」と称する。

(目 的)

第2条 東北地方における産・官・学を結集して、地域の特性に応じた情報通信の普及促進、情報通信の発展を図り、もって産業経済活動の活性化、住民生活の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 情報通信に関する調査研究
- (2) 情報通信に関する技術的、制度的、経済的諸課題の検討
- (3) 情報通信の普及促進に関する情報交換
- (4) 関係の行政機関、団体に対する要望及び提言
- (5) 情報通信に関する講演会等の開催及び会報の発行
- (6) 情報通信の普及啓蒙等の活動に対する支援事業
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(構 成)

第4条 本会は、東北地方における情報通信に関心を持つ企業、業界団体、地方自治体等の公的機関、学識経験者等本会の趣旨に賛同する者をもって構成する。

(役 員)

第5条 本会は、役員として、会長1名、副会長2名、運営委員長1名及び監事2名を置く。

(役員を選任)

第6条 会長は、会員の互選により決定し、副会長、運営委員長及び監事は会長が指名する。

(役員任期)

第7条 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときはその仕事を代行する。
- (3) 運営委員長は、本会の業務の運営を掌理する。
- (4) 監事は、本会の業務及び会計を監査する。

(顧問)

第9条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は会長が委嘱する。

(総会)

第10条 通常総会は、毎年1回会長が招集する。ただし、会長が特に必要と認める場合は、臨時総会を招集することができる。

- 2 通常総会は、次の事項を議決する。
 - (1) 会長の選任
 - (2) 会則及び細則の改正
 - (3) 事業計画
 - (4) 予算及び決算
 - (5) その他
- 3 総会は、会員の過半数の出席により成立する。
- 4 総会の議決は、出席者の過半数の賛同により決する。

(運営委員会)

第11条 運営委員会は、運営委員長及び運営委員長の推薦により会長が委嘱する運営委員で構成し、総会の決定した方針に基づき、本会の運営に当たる。

- 2 運営委員会は、必要に応じ運営委員長が招集し、次の事項を審議決定する。
 - (1) 総会に付すべき事項
 - (2) 総会の議決事項を実施するために必要な具体的事項
 - (3) 会務執行上、緊急に決定を要する事項
 - (4) その他必要と認める事項
- 3 運営委員長は、運営委員長を補佐する幹事を運営委員のうちから指名する。

(専門委員会)

第12条 本会に、専門的事項を検討するため専門委員会を置くことができる。

(事業年度)

第13条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(経費)

第14条 本会の事務を遂行するために必要な経費は、会費、寄附及びその他の収入をもってあてる。

2 本会の会費については、別に定める。

(事務局)

第15条 本会の事務局は、株式会社ソフトウェア開発に置く。

2 事務局に、事務局長及び職員若干名を置く。

3 事務局職員は、本会会員の属する団体の職員のうちから会長が委嘱する。

(その他)

第16条 この会則に定めるもののほか、この会の運営に必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この会則は、第1回総会設立の日から施行する。

2 初年度は、第12条の規定にかかわらず、事業の開始日を第1回総会設立の日とし、終了日を昭和62年3月31日とする。

附 則（平成7年5月25日）

この会則は、平成7年5月25日から改正施行する。

附 則（平成13年5月16日）

この会則は、平成13年5月16日から改正施行する。

附 則（平成15年5月21日）

この会則は、平成15年5月21日から改正施行する。

附 則（平成16年5月19日）

この会則は、平成16年5月19日から改正施行する。

附 則（平成30年5月17日）

この会則は、平成30年5月17日から改正施行する。